

農林水産省では、会計検査院の検査等により、共同取組活動経費の個人財産への使用や、「中核的リーダー」の役割が不明確などの指摘を受けたことを踏まえ、令和3年4月1日付けで実施要領等を改正し、主に次の点を明確に決めました。

変更点1 共同取組活動経費として対象外となる用途の明確化

これまで、交付金の用途は、原則として協定で自由に決定することができましたが、次のような用途は、共同取組活動経費として対象とならないことが明確化されました。

(1) 個人施設の改修・整備等、直接的な受益（効果）が個別の農家に限られるものへの助成

× 不適切な例	・ 特定の農業者のみが使用する機械・施設の購入（助成）など
○ 適切な例	・ 協定参加者が共同で使用する機械・施設の購入や維持管理費 ・ 協定農用地のほ場整備や災害復旧に要する費用負担 ・ 新規就農者の定着を目的とした支出 など

(2) 農業生産資材の購入経費等個別の農家が個々に負担すべき経費（人件費含む）への助成

× 不適切な例	・ 農業者個人（組織単独）でのみ使用する資材の購入費助成 など
○ 適切な例	・ 共同で実施する作業（防除用薬剤、土づくり用堆肥、鳥獣被害対策資材など）に使用する資材購入 ・ 共同作業機械の操作に要する免許・資格の取得経費助成 など

(3) 協定活動に直接関係のない経費（人件費を含む）

× 不適切な例	・ 個々の経営体における人件費への助成 ・ 計画外の活動に係る人件費や資材費等
○ 適切な例	・ 集落協定に基づいて計画的に行われる農業生産活動や多面的機能増進活動に係る経費

いずれの場合も「共同で使用する」「計画的に使用する」など、**集落協定全体の利益に資することが明らか**である必要があります

対象外となる
用途がある場合は…

用途そのものを見直す または
相当分を個人配分として分配する
といった見直しが必要です

交付金の用途や中核的リーダーの見直しをした場合は、協定書変更手続き（市への届出）を行ってください

変更点2 中核的リーダーの役割の明確化

農業所得が一定水準を超過する農業者は、本交付金の交付対象外となりますが、「中核的リーダー」に指名された人については特例的に交付を受けることができるため、リーダーを指名している集落協定においては、その具体的な役割と活動記録を明らかにすることとされました。

中核的リーダーとは … 役員さん＝中核的リーダー ではありません！

「中核的リーダー」とは、集落協定内において次のような役割を持つ人物で、協定の活動を主導する人物とされています。指名は必須ではありません。

- 集落の取決めの実施等に当たっての集落全体の企画・立案・調整・とりまとめ
- 集落の取決めの実施に当たっての地区内の調整・合意形成・取りまとめ
- 集落の取決めで定めた活動における地区又は施設単位の各種作業の計画立案・指導

中核的リーダーを指名している協定においては…

**中核的リーダーとしての「具体的な役割」と
その「活動記録」を明らかにすることが必要です。**



うちの協定でも
中核的リーダーを
指名しているの？

集落協定書中の
「第1の2」に
記載があれば、
指名しています



- 第1 集落協定の実施体制
2 水路・農道等の管理や集落内の取りまとめ等集落営農上の基幹的活動において中核的なリーダーとしての役割を果たす担い手として指名する者
- ●●、 ●● ●●、 ●● ●●
- この人たちが中核的リーダー

中核的リーダーの役割が
明確ではない場合は…

改めて役割を明確に位置付ける または
(必要がなければ) **中核的リーダーの指名を取り消す**
といった見直しが必要です。